

4 多様な支払い方法

1 キャッシュレス化の進行

キャッシュレス化の進行に伴って、多様化した購入方法や支払い方法の特徴を児童・生徒に理解させることが必要になっています。小学生でも電子マネーを使用して電車やバスに乗り（交通系プリペイド型電子マネー）、同じカードを使ってコンビニなどで買い物をしています（注1参照）。ゲーム課金や音楽の購入などができるプリペイドカード（サーバー型プリペイドカード）は、子どもがコンビニなどで簡単に購入できます（購入したカードの裏面に記載された番号を入力すれば、ゲーム内アイテムなどが購入できる仕組みです）。

成年になって、クレジットカードやスマートフォンアプリなどを利用して支払いをすれば、現金が手元になくとも生活ができます。政府は今後、現金払いを減らし、キャッシュレス決済比率を高めようとしています（注2参照）。

中学校では、「金銭の管理」が学習指導要領の新設内容となり、クレジットカードによる三者間契約を取り上げることになりました。2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳になると親権者の同意なしでクレジットカードを申し込むことができるようになります。中学生の日常



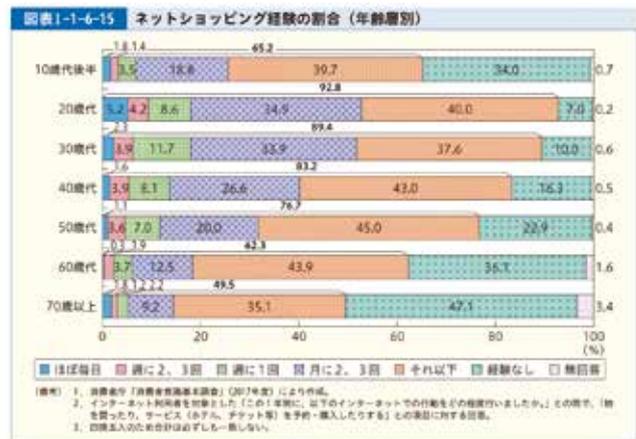
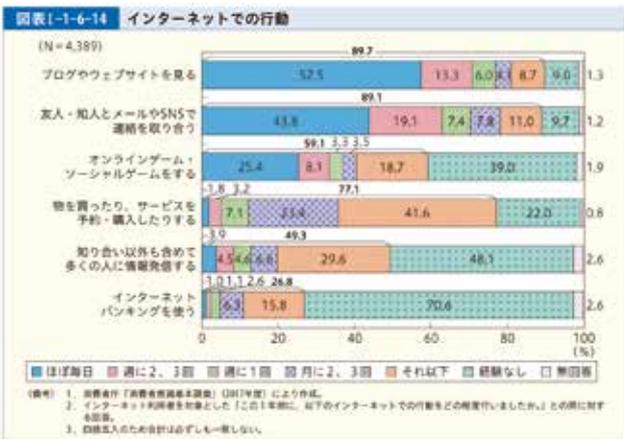
生活でも、家族と一緒にネット通販等でクレジットカード払いをすることがあり、多様な支払い方法に応じた計画的な金銭の管理を学ぶ必要があります。

キャッシュレス社会では、現金を使う時と比べて、お金を払っているという感覚が弱くなります。カード利用は、多くの利便性がある一方で、現金と異なり見えないお金であること、商品の購入時期とお金の支払い時期がずれることなど、金銭管理も難しくなります。収入と支出を把握し、見えないお金を計画的に使っていく力を、小・中学生から養うことが必要になります。

<注1> 金融広報中央委員会「子どものくらしとお金に関する調査（第3回）2015年度」では、小学校高学年で、図書カードが77.2%、電子マネー（イカなど）は27.2%、音楽・ゲーム・本などを購入することができるカード（iTunesカードなど）は33.5%が使ったことがあるという結果でした。
 <注2> 経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課「キャッシュレス・ビジョン」（平成30年4月）
<http://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-2.pdf>

参考資料 インターネットによる購買行動

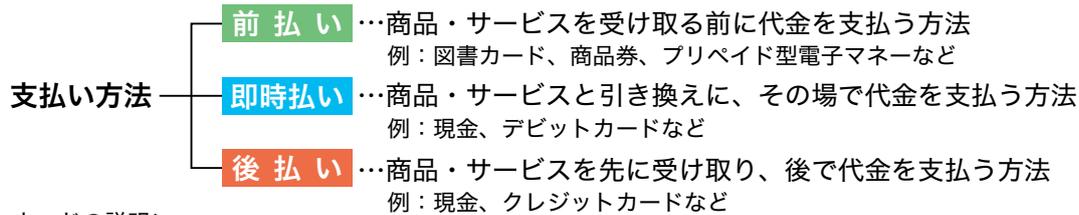
「消費者意識基本調査」（2017年度）によると、ネットショッピング（物を買ったり、サービスを予約・購入したりする）を1年間にしたことのある人は、77.1%となっています。現在の成年である「20歳代」から急激に経験の割合が上がり、若い層がネットショッピング経験の割合が高く、行っている頻度も多くなっています。



出典：消費者庁「平成30年版 消費者白書」p.78-79

2 支払い方法の種類と特徴

代金の支払い方法には、支払い時期によって、前払い、即時払い、後払いと3つの方法があります。



<主なカードの説明>

	プリペイド型電子マネー	デビットカード	クレジットカード
支払い方法	前払い	即時払い	後払い
使用方法と特徴	カードにチャージ（入金）して、支払いに利用できる。カードを使う度に残額が減る。繰り返しチャージできる。 <ul style="list-style-type: none"> ・チャージしてある金額残高の範囲内で使える。 ・残額がいくらあるかわかりにくいので、使いすぎることがある。 ・使える店が限定される。 ・無記名式の場合は、紛失しても補償されない。 ・提供元のサービス停止の場合に、払い戻し期間内に手続きをしないと払い戻しができなくなる。 	カードを使用すると、即時に代金が本人の銀行口座から引き落とされる。銀行などの金融機関のキャッシュカードの多くはデビットカードとして、預金の残額内で使用できる。最近ではデビットカード専用カードも出されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・預金残高がなければ使用できない。 ・使える店（加盟店）が限定される。 ・口座の名義人だけが利用できる。 	クレジット会社が代金を立て替え、消費者は後払いをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・自分の支払い能力を超えた価格のものを購入してしまう場合がある。 ・使いすぎないように、計画的に使う必要がある。 ・カードの支払い限度額の範囲内で使用できる。 ・カード名義人だけが利用できる。 ・未成年や支払い能力のない人は、自分のクレジットカードを作ることができない。

3 プリペイド型電子マネー

小学校学習指導要領解説では、「プリペイドカードなどは、金銭と同じ価値があるため、金銭同様に大切に扱う必要があることを理解できるようにする」とあります。

プリペイド型電子マネーは、金銭的価値をカードなどに、データとして記録するものです。カードに繰り返しチャージ（入金）でき、支払い時には機械にかざすなどして、何度でも利用できます。クレジットカードと連携していて自動入金されるオートチャージ機能（残高が一定額以下になったときにクレジットカードから自動入金される）が付いているものもあります。

電車やバス、コンビニ、自動販売機、ショッピングセンターなど使用機会が増加しており、児童・生徒の生活に、使った金額を実感しにくい見えないお金である電子マネーが広がっています。

問 1 プリペイドカードにはどのようなものがありますか？ 何の支払いに利用しますか？

（ 解答例：図書カード・本屋での本の購入
スイカ(Suica)、パスモ(PASMO) (交通系プリペイド式電子マネー)・電車やバスの運賃、コンビニなどでの商品の購入
※その他に、nanaco、WAON(流通系プリペイド式電子マネー)などもあります。 ）

問 2 プリペイド型電子マネーについて、長所と短所を書いてみましょう。

長 所	短 所
解答例 <ul style="list-style-type: none"> ・現金を持たなくてよい。 ・支払いが簡単である。 ・おつりのやり取りが不要。 ・チャージした金額内で使うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カード残高がいくらあるかわかりにくい。 ・使える店に限られる。 ・紛失した場合、チャージしたお金が戻ってこない。 ・使いすぎることがある。



参考資料 プリカ詐欺

最近、悪質商法の決済に、プリペイドカード(サーバー型プリペイドカード)が利用される消費者被害例が発生しています。電話やメールなどでプリペイドカードの番号を伝えることや、指示された番号にチャージすることは、しないようにしましょう。

参考：独立行政法人国民生活センターwebサイト「プリカ詐欺に注意」

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/preca-sagi.html

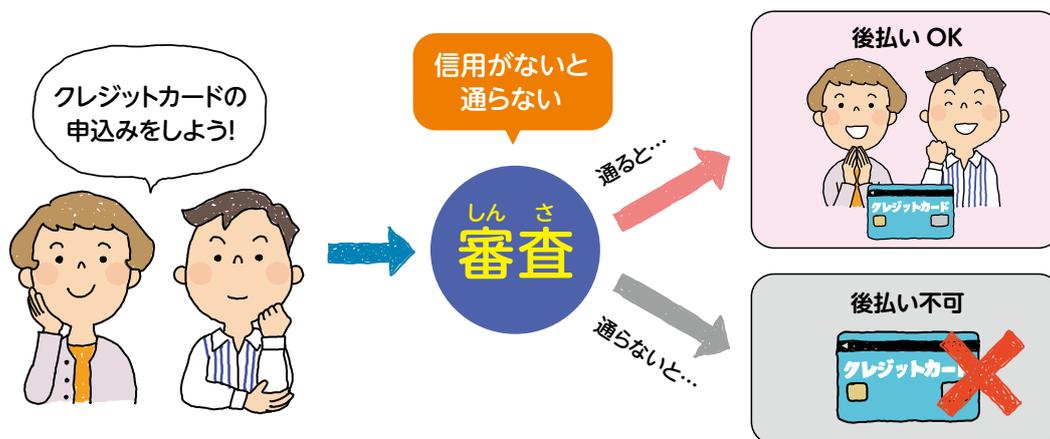
4 クレジットカードと信用

問 1 クレジットカードは、なぜ後払いができるのでしょうか？

- ①クレジットカードの中に、お金を貯めてあるから。
- ②店では、クレジットカードを持っている人の支払いを待ってくれるから。
- ③クレジットカード会社が、購入代金を立て替えてくれるから。

<答>③

クレジット (credit) というのは信用という意味です。クレジットカードを利用するためには、クレジットカード会社の審査 (信用調査) を事前に受ける必要があります。審査とは、その人の信用をカード会社が判断することで、審査が通るとカード会社の会員になることができ、クレジットカードの利用 (後払い) ができるようになります。



クレジットカードの利用は、「借金」です。カード会社の立場から考えると、その人にお金を貸して、後払いで本当に約束通りに「借金」を支払ってくれる人か前もって判断する必要があります。クレジットカード会社ごとに審査の基準は異なりますが、クレジットカード申込書に記載する事項 (収入状態など) やクレジットの利用状況なども参考にされます。審査の基準に満たない人は、そのクレジット会社の会員になることができません。中学生は未成年で民法により法律行為を行うことに制限があるため、自分のカードを持つことはできません。

クレジットカード会社は、消費者が必ず返済をするという信用をもとに、代金を立て替えます。さらに、消費者が、ATM (現金自動預け払い機) でキャッシング (お金を借りること) をできるようにしています。

クレジットカードの不払いの履歴は、個人の信用信息として残ります。個人の信用信息の評価が下がると、新たなクレジットカードが作れない、家を買う時に住宅ローンが組めないといったことが起こります。個人の信用を前提に成り立つ後払いの仕組みなので、カードの利用は計画的に行い、自分の信用を落とすことがないようにしなければなりません。

参考資料 個人情報情報機関について

クレジット会社では、個人情報情報機関から提供される信用信息を利用して審査を行います。信用信息とは、その人の個人情報 (名前・住所など) やクレジットカードなどの信用取引に関する契約内容や返済・支払い状況、利用残高などの情報であり、個人情報情報機関に登録されています。日本の個人情報情報機関は、クレジット会社、銀行、消費者金融の3業態別があり、3機関間で情報の交流が行われています。

例えば、クレジットカードの支払いを3ヶ月以上滞納すると、未払い情報が個人情報情報機関に登録されて、カードが使えなくなります。また、残金を一括で支払わなければならないとなり、遅延損害金も発生します (遅延損害金は、通常の利率より高く、返済日を過ぎると発生します)。延滞などの事故情報は一定期間登録されます。奨学金の返済の滞納の場合も同様に登録されてしまうため、現在、社会問題となっています。

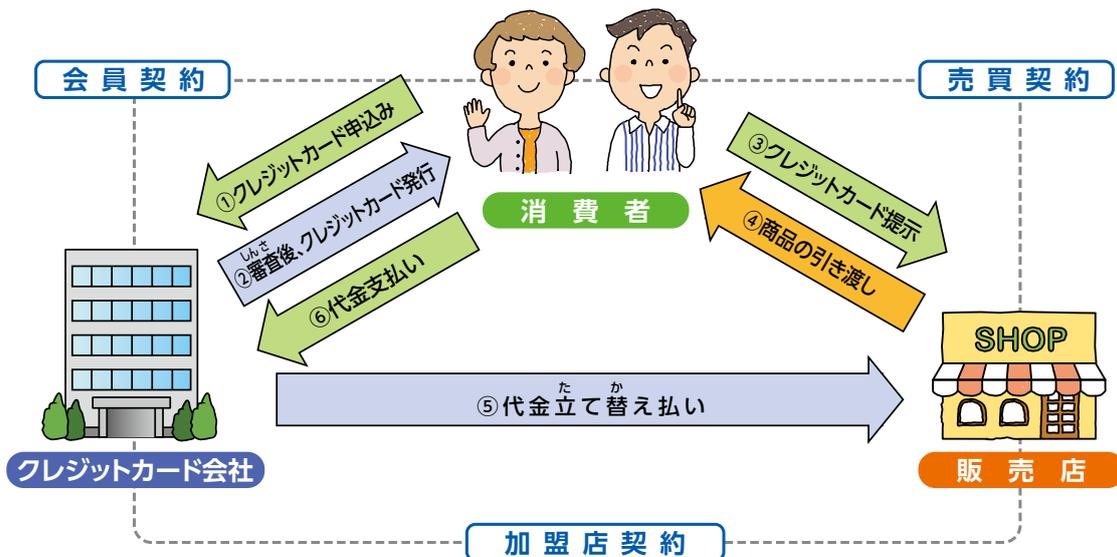
事故情報が登録されていると、クレジットカード会社の審査が厳しくなり、新たにカードを作ることや住宅ローンを組むことなどが難しくなります。各カード会社は審査基準を公表していませんが、クレジットカードを利用する際は、返済が遅れることのないよう、計画的に使わなければなりません。

5 クレジットカードの仕組み（三者間契約）

家族と一緒に家族のカードを利用して、インターネットで買い物をする小・中学生が増えています。

クレジットカードでの支払いは、消費者、販売店（加盟店）、クレジットカード会社による三者間契約となります。消費者から見ると、契約を2つの相手と結ぶこととなります。1つは販売店との売買契約であり、もう1つはクレジットカード会社と結ぶ会員契約です。クレジットカード会社と販売店は、加盟店契約を結んでいます。消費者は、カード会社の加盟店で、カードを使用することができます。

このような契約の仕組みであるため、消費者がこれらの契約に関して相談したいことが起こった場合に、相談内容によって相手が変わります。購入した商品に関する相談は、売買契約を結んでいる販売店となります。代金の支払いに関する相談は、会員契約を結んでいるクレジット会社となります。



消費者がクレジットカード会社に、①クレジットカードの申し込みをすると、②個人の信用情報が審査され、審査に通った人にはクレジットカードが発行されます。

消費者は、販売店（クレジットカード会社の加盟店）で③クレジットカードを提示して買い物をし、支払い方法を決めて（一括払い、分割払い、リボルビング払いから選択）、暗証番号を入力（あるいは伝票にサイン）して、レシート（伝票の控え）をもらいます。販売店から④商品が引き渡されます。

消費者からは見えませんが、クレジットカード会社が販売店に、⑤代金を立て替え払いします。

その後、消費者はクレジットカード会社から送付される利用明細書（請求書）に従って、⑥代金を支払う（預金口座から引き落とされる）こととなります。

クレジットカード会社は、販売店に、⑤代金の立て替え払いをしています。そのため、クレジットカードを使った商品の購入は、消費者がクレジットカード会社に借金をしていることとなります。

クレジットカードの利用は借金！

※クレジットカードのしくみ(三者間契約)を、①から⑥の番号順に説明できるパワーポイント教材がダウンロードできます(1頁参照)。

参考資料 クレジットカードに関するデータ

一般社団法人日本クレジット協会 (<https://www.j-credit.or.jp/>) では、毎年、「クレジットに関する消費者向け実態調査」を実施し、消費者のクレジット利用等の実態やクレジット利用におけるトラブルに関するデータを公表しています。2017年3月末のデータによると、クレジットカード発行枚数は、2億7,201万枚(前年比2.3%の増加)で、成人1人当たり2.6枚保有していることとなります。またこの協会では、学校におけるクレジット教育の支援をしており、学校等への教材提供(webサイトからダウンロード可)をしています。

6 クレジットカードの支払い方法

支払い方法	一括払い	分割払い	リボルビング払い
特徴	1回払い、ボーナス1回払いなど。	買い物ごとに支払い回数を決めて、毎月支払う。	毎月、一定額を支払う。
手数料	かからない。	購入金額と支払い回数に応じて、手数料が決まる。	借り入れ残高に応じて、手数料がかかる。

参考資料 リボルビング払い(リボ払い)

リボルビング払いは、毎月、一定額(あるいは一定率)を支払う方法です。利用限度額の範囲であればカードを追加利用しても、毎月の返済額は変わりません(例えば一定額を1万円と決めておくと、何度カードを利用しても毎月の支払額は1万円となります)。たくさんの買い物をして毎月支払額が変わらないので、カード利用を安易に繰り返し、借入額が増えていきます。借入残高が増えると手数料が高くなり、返済期間が長くなります。近年では多くのカード会社が、消費者をリボルビング払いに誘導するための広告を出しています。リボルビング払いでは、手数料収入を高く得られるからです。

リボルビング払いでは、自分の残高がいくら残っているのか、いつ支払いが終わるのか、わかりにくくなります。気が付くと返済しきれない額の借金をしていたというケースがよくあります。多重債務(下記参照)の主な原因は、欧米ではリボルビング払いといわれています。

7 クレジットカードの利用について

クレジットカードを利用するときには、伝票(レシートなど)の金額や支払い方法を確認して、サイン(あるいは暗証番号の入力)をすること、カード会社から送付される利用明細書(請求書)と伝票を照合し、請求金額が間違っていないか確認すること、金融機関の口座残高を確認することが重要です。カードの利用は計画的に、上手に利用しましょう。

問 1 クレジットカードのメリットを挙げてみよう。

- 解答例
- ・現金を持ち歩かなくても買い物ができる(安全)。
 - ・現在、お金がなくても代金後払いで買い物ができる。
 - ・支払い方法が選択できて(一括払い、分割払い、リボルビング払い)、高額商品の購入が可能となる。
 - ・ポイントがたまる。

問 2 クレジットカードのデメリットを挙げてみよう。

- 解答例
- ・使った金額の合計を把握しにくい。
 - ・後払いのため、必要のないものまで衝動買いしてしまうことがある。
 - ・自分の支払い能力以上の金額の商品を購入してしまうこともある。

問 3 クレジットカードの使い方の注意点を挙げてみよう。

- 解答例
- ・カードを利用したときは、利用控えの金額を確認する。
 - ・預金口座の残高を把握し、確実に返済できる範囲内で利用する。
 - ・返済計画を考えながら使用する。
 - ・キャッシング(現金を借りる)はなるべくしない。
 - ・紛失・盗難の場合は、クレジットカード会社と警察の両方に連絡をする。
 - ・カードは貸さない・借りない(カードは本人のみが利用できる)

参考資料 多重債務

クレジットカードは便利ですが、安易に使すぎると、高額返済に苦しむこととなります。自分の収入では返済できなくなり、その返済のために別の業者から新たな借金を繰り返すと、借金が雪だるま式に増えて多重債務に陥ります。返済が困難になった場合や悪質商法に伴う借金などに巻き込まれた場合には、消費生活センターなどの公的機関に相談しましょう。

多重債務が深刻な社会問題となり、これを解決するために2010年に改正貸金業法が施行され、貸金業者の上限金利の引き下げ(15~20%に制限)及び総量規制(借入総額が年収の3分の1を超える場合は、新規の貸し付けができない)が導入されました。

参考資料 金利について

金利は、元金に対する利息(利子)のことで、一般には実質年利(%)で表示します。利息は、クレジットカードの分割払いやリボルビング払い、消費者金融会社から借入れをした場合に、利用者が支払うものです。出資法の上限金利は、借入額が10万円未満は20%、10万円以上100万円未満は18%、100万円以上は15%に制限されており、超過する金利は違法で無効となります。

参考資料

インターネットショッピングでのクレジットカード利用の注意点

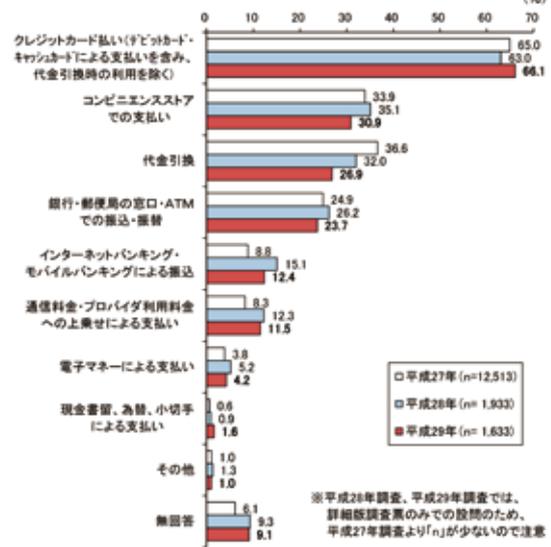
インターネットショッピングのクレジットカード決済が増えています(グラフ参照)。

対面販売の場合は、クレジットカードの提示とサインまたは暗証番号の入力(最近ではセキュリティ強化のため、サインではなく4桁の暗証番号の入力が多い)をします。インターネットショッピングの場合は、カード番号や有効期限などのクレジットカードの情報を入力することになります。

ネットショップでカード情報を入力するときは、セキュリティ対策(SSLなどの送信情報を暗号化する技術)が導入されているか確認します。さらに、本人認証サービスの3Dセキュア(パスワードを入力する)やセキュリティコード(カードの署名欄に記載されている番号)の追加認証があることが望まれます。

カード情報を入力するので、インターネットショッピングでは、信頼のあるネットショップを選ばなければなりません。もちろん、他人にカードを貸したり、カード番号等を伝えてはいけません。

図表 11-1 インターネットで購入・取引する場合の決済方法の推移



出典:「平成29年版通信利用動向調査(世帯編)」(総務省)p.62

8 計画的な金銭管理

お金は消費生活をする際の支払い手段として欠かすことができません。消費生活のために使うお金は、多くの場合、家族が働いて得た収入であり、収入と支出のバランスがとれるように計画的にお金を使う必要があります。

計画的な金銭管理について、小学校・中学校を通して学び、高等学校ではさらにリスク管理を加えて家計管理の基本を理解し、生涯を見通した生活設計について考えていきます。

収支のバランスを図るためには、生活に必要な物資・サービスについて金銭の流れを把握し、多様な支払い方法に応じた計画的な金銭管理が必要なことを理解させます。特に、キャッシュレス社会に対応した指導が必要になります。インターネットショッピングでは、クリックするだけで欲しいものを簡単に購入することができますが、カード決済は後払いのため、支払い能力を超えた買い物をしがちになります。

金融広報中央委員会が2015年度に実施した「子どものくらしとお金に関する調査」(注1参照)は、子どものお金にまつわる日常生活(おこづかい、インターネット・電子マネーの利用等)やお金に関する意識・行動などを小・中・高校生に調査したものです。この調査結果では、おこづかいは、小学生高学年では73.2%がもらっていましたが、もらっている子どものうち、定期的ではなく「ときどき」もらう子どもは38.3%いました。中学生では「定期的にもらっている」が58.2%、「必要の都度もらっている」が25.0%、「もらっていない」が16.6%でした。

定期的な一定額のおこづかいをもらい、その中でやりくりをする、お金が足りなかったら我慢するという体験を日常生活の中で繰り返していくことが、子どもにとって重要となります。失敗や試行錯誤を何度も繰り返し、時間をかけて適切な金銭感覚を身につけていくこととなりますが、その体験が乏しい子どもが多くなっています。家庭科では、お金や資源には限りがあり、必要なもの(ニーズ Needs)と欲しいもの(ウォンツ Wants)の区別をつけ、優先順位を考慮して調整していくという基本を教えますが、これはとても重要となります。

お金に関する教育は、家庭教育、学校教育、地域教育などと連携しながら行う必要があります。キャッシュレス社会の進行を見据えて、見えないお金に関しても自分の支払い能力を考えながら計画的に使う力を、児童・生徒に養っていききたいものです。

<注1>金融広報中央委員会「子どものくらしとお金に関する調査(第3回)2015年度」
https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/kodomo_chosa/2015/